

平成24年度～平成26年度の

65歳以上の人の介護保険料(基準額)と 所得段階が決定しました

市では、今後3年間に必要な介護サービスの見込量やサービスの確保方法などを計画した「幸手市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、これに基づき65歳以上の人の介護保険料を新たに決定しました。

一人ひとりの介護保険料は、介護保険給付費を支える大切な財源です。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

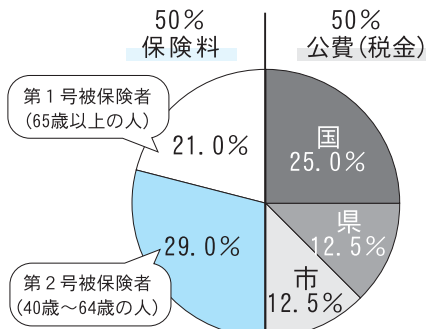
介護保険事業計画

第5期介護保険事業計画では、平成24年度～平成26年度中に要する介護保険給付費を約81億1200万円、地域支援事業費を約2億4200万円と見込んでいます。

このうち50%を公費で負担し、残りの50%を40歳以上の介護保険被保険者のみなさんに負担していただきます(下図参照)。

なお、高齢者の増加に伴う要介護・要支援者の増加や介護保険サービス利用の増加、新たな介護老人福祉

介護保険給付費の財源内訳(在宅の場合)



施設の拡充などにより、第5期の保険料は、基準額(年額)で前期に比べ35%の増額となる5万4000円となりました。

平成24年度～平成26年度 介護保険料(基準額)

年額 50,400 円	月額 4,200 円
※全国平均	月額 4,972 円
埼玉県平均	月額 4,506 円

65歳以上の人(第1号被保険者)が納める保険料の段階は、これまでの第4段階(特例を含む9段階に加え、新たに第3段階に特例を設けた10段階としました(左頁参照)。また、第6段階・第7段階における合計所得金額の基準を200万円から190万円に引き下げ、より所得の実情に応じた保険料負担になるよう変更しました。

「幸手市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」は、介護福祉課(ウエルス幸手内)または図書館で閲覧できます。

※市ホームページ(<http://www.city.saito.lg.jp/>)からも閲覧できます。

保険料の納付方法

介護保険制度では、毎年7月に保険料(年額)を決定します。65歳以上の人の平成24年度保険料段階は、前年の所得などに応じて決定されます。

【保険料の納付】

▼特別徴収

(年金天引き)の人

7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

対象 平成24年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人で、年額18万円以上の高齢・退職年金、遺族年金または障害年金を受給している人

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の計6回)

納付方法 各年金から天引きされます(特に手続きの必要はありません)。

※平成23年度の途中で65歳になった人、幸手市に転入した人は、昨年10月・12月・今年2月のそれぞれ1日現在での年金の受給

状況により、平成24年の4月・6月・8月の年金から特別徴収となります。

▼普通徴収

(年金天引き以外)の人

7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

対象 年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になった人など

納期 7月から平成25年2月までの毎月(計8回)

納付方法 「介護保険料納付通知書」で、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。

※コンビニでの納付はできません。

【口座振替を】

ご利用ください

納付には、納め忘れのない「口座振替」が便利です。口座振替を希望する人は、金融機関に介護保険料納付通知書、通帳、届出印を持参して手続きを行ってください。



(7)

[所得段階別介護保険料]

《旧保険料》

《新保険料(平成24年度～平成26年度)》

所得段階 基準額＝37,200円	所得段階 基準額＝50,400円	対 象
第1段階 基準額 × 0.500 保険料18,600円／年	第1段階 基準額 × 0.500 保険料25,200円／年	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階 基準額 × 0.625 保険料23,200円／年	第2段階 基準額 × 0.625 保険料31,500円／年	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階 基準額 × 0.750 保険料27,900円／年	第3段階(特例) 基準額 × 0.700 保険料35,200円／年	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人(特例)
	第3段階 基準額 × 0.750 37,800円／年	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人
第4段階(特例) 基準額 × 0.830 保険料30,800円／年	第4段階(特例) 基準額 × 0.830 保険料41,800円／年	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人(特例)
第4段階 基準額 × 1.000 保険料37,200円／年	第4段階 基準額 × 1.000 保険料50,400円／年	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人
第5段階 基準額 × 1.080 保険料40,100円／年	第5段階 基準額 × 1.080 保険料54,400円／年	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人
第6段階 基準額 × 1.250 保険料46,500円／年	第6段階 基準額 × 1.250 保険料63,000円／年	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人
第7段階 基準額 × 1.500 保険料55,800円／年	第7段階 基準額 × 1.500 保険料75,600円／年	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人
第8段階 基準額 × 1.625 保険料60,400円／年	第8段階 基準額 × 1.625 保険料81,900円／年	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人

特別徴収(年金天引き)の内容

【仮徴収】

平成24年度の年額保険料が決定される前に、平成24年2月の保険料額と同額を仮の保険料として4月・6月・8月の年金から天引きします。

※仮徴収額の平準化

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月と同額となりますが、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなることもあるため、年間を通じて、できる限り均等な額となるように6月・8月の徴収額が変更となる場合があります。

【本徴収】

7月に決定した保険料(年額)と仮徴収額の差額は10月・12月・翌年2月の年金から天引きします。

問合せ 《ウェルス幸手》

介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

40歳～64歳の人

(第2号被保険者)の介護保険料

40歳～64歳の人で、健康保険などの医療保険に加入している人は介護保険の第2号被保険者となります。

【介護保険料は医療保険料とあわせて納付】

第2号被保険者の介護保険料は、国民健康保険など、ご加入の医療保険者ごとの計算方法によって額が決められ、医療保険料とあわせて納付いただきます。なお、保険料額については、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

【介護サービスの利用】

第2号被保険者が脳血管疾患や関節リウマチなどの「特定疾病」が原因で、介護や支援が必要な状態となった場合には、介護保険サービスを利用することができます。申請方法などの詳細については、介護福祉課にお問い合わせください。